

企画競争実施の提案募集要項

「令和 8 年度西日本広域連携DMO 4 者連携による豪州市場高付加価値層の
地方誘客促進及び広域周遊観光滞在長期化推進事業委託業務」に係る企画提案
方式による公募について

令和 8 年 9 月 3 日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

1. 業務概要

- (1) 委託事業名 令和 8 年度西日本広域連携DMO 4 者連携による豪州市場高付加価値層の地方誘客促進及び広域周遊観光滞在長期化推進事業
- (2) 業務内容 別紙「令和 8 年度西日本広域連携DMO 4 者連携による豪州市場高付加価値層の地方誘客促進及び広域周遊観光滞在長期化推進事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期限 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）
- (4) 契約限度額 8,000,000 円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む）
なお、一般社団法人四国ツーリズム創造機構の負担部分については、
観光庁令和 8 年度「広域連携観光促進事業」の補助金を活用する。

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 国又はいずれの地方公共団体においても競争入札参加資格を有さない者
 - ③ 四国 4 県又は他の地方公共団体から競争入札参加者資格の指名停止等の措置を受けている者
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

⑧ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

⑨ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

（エ）暴力団の構成員等

⑩ 選定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3. 業務に係る質問

委託業務に係る質問は、令和 8 年 9 月 10 日（木）17:00 までに以下に記載のメールアドレスにメールで送付してください。

なお、質問に対する回答は、当機構ホームページで 9 月 14 日（月）12 時公開を予定しています。

・担当者連絡先

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 3 階

一般社団法人 四国ツーリズム創造機構 担当：竹内

電 話 087-813-0433

メールアドレス Inbound@shikoku-tourism.com

4. 参加申込書（様式第1号）、会社等の概要（様式第2号）の提出

（1）提出方法

3に記載の担当者宛に電子メール

※電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

（2）提出期限 令和8年9月17日（木）17時00分（必着）

（3）提出先 3に記載のとおり

（4）複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

- ① 幹事者を決め、「参加申込書（様式第1号）」は幹事者が提出すること。
- ② 全ての共同提案者について、「会社等の概要（様式第2号）」を提出すること。

5. 企画提案に係る手続等

（1）提出先及び担当 3に記載のとおり

（2）書類の作成及び提出方法

- ①提出書類 業務実績書（様式第3号）、企画提案のポイント（様式第4号）、企画提案書〔任意様式〕（以下、「提案書」という。）
見積書（合計額及び内訳として、一般財団法人関西観光本部、一般社団法人せとうち観光推進機構、一般社団法人山陰インバウンド機構、一般社団法人四国ツーリズム創造機構毎の見積書）

②提案書の規格及びページ数

A4版 両面15頁（表紙、目次を除く）以内。

③提案書作成にあたっての留意点

当該業務の実施体制並びに経費の見積り及び内訳も明瞭に記載すること。単価×数量で記載できる項目について、内訳を記載することとし、「一式」表記は基本的に認めない。

④提案書の提出期限 令和8年9月25日（金）17時00分

⑤提出方法

上記3に6部、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明、レターパック等配達追跡が可能なもので期限内必着）。

あわせて、電子ファイルで3のメールアドレスに送付。

（3）企画提案募集に係る説明会 説明会は開催しません。

（4）企画提案を選定するための評価基準 別紙「提案書の審査基準」のとおり

6. 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

選考は、応募者から提出された企画提案書等により別紙審査基準に基づき審査し、次のいずれにも該当しないで、その合計点の最も高い応募者を随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）に、また、次に得点が高い者を次点候補者とします。

なお、審査は書類審査により実施します。（当機構が必要と判断した場合のみ、ヒアリングを実施します。）

- ① 参加資格要件をすべて満たさない者
- ② 企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反している又は矛盾している場合
- ③ 経費見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1.（4）の契約限度額を超えている場合

7. 審査結果

審査結果は、令和8年10月中旬までに、全ての応募者に通知します。

8. 支払条件

事業終了後、委託業務報告書を提出し、当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振り込みます。

9. 日程（予定）

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年9月 3日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質疑提出〆切 | 令和8年9月10日（木） |
| (3) 企画提案への参加申し込み〆切 | 令和8年9月17日（木） |
| (4) 企画提案書の提出〆切 | 令和8年9月25日（金） |
| (5) 審査委員会（書面審査） | 令和8年10月2日（金）予定 |
| (6) 企画提案書の審査結果の通知 | 令和8年10月中旬 |

10. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、応募者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 当機構の職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の応募者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

11. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに3に到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
- (4) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

選定後には、交互者と当機構は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、契約の手続きに進む。

7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、あらためて当機構と交渉を行うことになる。

- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を選定した応募者及び提案書を選定しなかった応募者に対して、その旨を書面またはメールで通知する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された書類は、必要に応じて複写する。（審査使用に限る）
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (10) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (11) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

提案書の審査基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・選定し、選定された提案書の応募者を、契約の相手方として選定します。

1. 評価項目と評価基準

(1) 企画提案コンセプトの妥当性 (10点)

- ・企画提案書のコンセプトは明確かつ妥当か。

(2) 具体的な事業内容の妥当性 (150点)

- ・旅行博出展ならびにセールスコール実施にあたり、無理のない旅程になっているか。(30点)
- ・セールスコール訪問先の旅行会社の選定において、日本への送客意欲があり、観光コンテンツの販売に実績のある旅行会社を選定しているか。(30点)
- ・セールスコール先での通訳者は経験の豊富なスタッフを配置した内容になっているか。(30点)
- ・滞在中の案内ガイドは訪問先への事前確認や行程管理等、経験の豊富なスタッフを配置した内容になっているか。(30点)
- ・旅行博出展時の通訳者(4名)は、日本のことをよく知る経験豊富なスタッフを配置した内容になっているか。(30点)

(3) 業務遂行能力 (70点)

- ・業務遂行に十分な実施体制をとっているか。また、無理のないスケジュールになっているか。(10点)
- ・行程内で体調不良及び怪我等が生じた場合の緊急時の対応が示されているか。(20点)
- ・個人情報の取り扱い及び管理の遵守と体制が整っているか。(20点)
- ・十分な実績を有し、円滑な業務遂行が見込まれるか。(20点)

(4) 見積経費 (20点)

- ・業務執行に妥当な金額であるか。

2. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書の最終審査を行う、審査委員会を開催します。

(1) 日時・場所

- ① 日時 令和8年10月2日（金）開催（予定）
- ② 場所 オンラインで実施（予定）

3. 審査の方法

- (1) 別途定める『「令和8年度西日本広域連携DMO4者連携による豪州市場高付加価値層の地方誘客促進及び広域周遊観光滞在長期化推進事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会』において、提案された企画提案書等によりごとに各審査項目と評価基準に基づく厳正な審査を行う。
- (2) 審査員全員の審査点数の合計が最も高い順に提案契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。ただし、加点後の合計点を審査員の数で除した平均点数が150点（250点の60％）に満たない場合は採用しない。
- (3) 評価合計が最も高い提出者が複数ある場合は、審査員の協議により候補者と次点者を選定する。